

瀬戸市告示第 1 2 1 号

平成 2 7 年瀬戸市告示第 1 5 5 号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく地方税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

令和 2 年 6 月 3 0 日

瀬戸市長 伊藤保徳

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成 2 6 年内閣府・総務省令第 3 号。以下「規則」という。）に基づき、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する手続に係る個人番号利用事務実施者（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 2 項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。以下同じ。）が適当と認める書類、財務大臣等（<u>規則第 2 条第 4 項</u>に規定する財務大臣等をいう。）が適当と認める事項等、個人番号利用事務実施者が適当と認める事項、個人番号利用事務実施者が認める場合及び個人番号利用事務実施者が適当と認める方法（以下「個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等」という。）を、次のとおり定める。</p> <p>別表第 1 欄に掲げる規定の同表第 2 欄に掲げる</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成 2 6 年内閣府・総務省令第 3 号。以下「規則」という。）に基づき、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する手続に係る個人番号利用事務実施者（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 2 項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。以下同じ。）が適当と認める書類、財務大臣等（<u>規則第 1 条第 3 項</u>に規定する財務大臣等をいう。）が適当と認める事項等、個人番号利用事務実施者が適当と認める事項、個人番号利用事務実施者が認める場合及び個人番号利用事務実施者が適当と認める方法（以下「個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等」という。）を、次のとおり定める。</p> <p>別表第 1 欄に掲げる規定の同表第 2 欄に掲げる</p>

内容に関して、個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を同表第3欄に掲げるものとする。
別表

第1欄	第2欄	第3欄

内容に関して、個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を同表第3欄に掲げるものとする。
別表

第1欄	第2欄	第3欄
規則第1条第1項第2号	官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて、通知カードに記載された氏名及び出生の年月日又は住所（以下「個人識別事項」という。） が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によつて、当該書類の提示を行う	税理士法施行規則（昭和26年大蔵省令第55号）第12条に規定する税理士証票（提示時において有効なものに限る。以下「税理士証票」という。） 本人の写真の表示のある身分証明書等（学生証又は法人若しくは官公署が発行した身分証明書若しくは資格証明書をいう。以下同じ。）で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なものに限る。以下「写真付身分証明書等」という。） 戦傷病者手帳その他官公署から発行又は発給をされた本人の写真の表示のある書類で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なものに限る。以下「写真付公的書類」という。） 規則第1条第1項第3号に規定する個人番

				<p>者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして個人番号利用事務実施者が適当と認めるものの</p>	<p>号利用事務等実施者（以下「個人番号利用事務等実施者」という。）が発行した書類であって識別符号又は暗証符号等による認証により当該書類に電磁的方法により記録された個人識別事項を認識できるもの（提示時において有効なものに限る。）</p>
					<p>個人番号利用事務等実施者が過去に本人であることの確認を行った上で個人識別事項を印字した書類であって、本人に対して交付又は送付したもの（当該書類を使用して当該個人番号利用事務等実施者に対して提出する場合に限る。）</p>
					<p>官公署又は個人番号利用事務等実施者が過去に本人であることの確認を行った上で個人識別事項を印字した書類であって、本人に対して交付又は送付したもの（当該書類を申告書又は申請書等と併せて個人番号利用事務等実施者に対して提示又は提出する場合に限る。）</p>

		）
規則第1条第1項第3号ロ	<p>官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（通知カードに記載された個人識別事項の記載があるものに限る。）</p>	<p>本人の写真の表示のない身分証明書等で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なものに限る。以下「写真なし身分証明書等」という。）</p> <p>地方税若しくは国税の領収証書、納税証明書又は社会保険料若しくは公共料金の領収証書で領収日付の押印又は発行年月日及び個人識別事項の記載があるもの（提示時において領収日付又は発行年月日が6か月以内のものに限る。以下「地方税等の領収証書等」という。）</p> <p>印鑑登録証明書、戸籍の附票の写しその他官公署から発行又は発給をされた本人の写真の表示のない書類（これらに類するものを含む。）で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なもの又は発行若しくは発給された日から6か月以内のものに限る。以下「写真なし公的書類」という。）</p>

		<p>地方税法に規定する特別徴収に係る納税義務者に交付する特別徴収の方法によって徴収する旨の通知書又は特別徴収票その他租税に関する法律又は地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例に基づいて個人番号利用事務等実施者が本人に対して交付した書類で個人識別事項の記載があるもの（以下「本人交付用税務書類」という。）</p>
規則第1条第3項第5号	<p>過去に法第16条の規定により本人確認の措置を講じた上で受理している申告書等に記載されている純損失の金額、雑損失の金額その他当該提供を行う者が当該提供に係</p>	<p>修正申告書に記載された修正申告直前の課税標準額若しくは税額等又は更正の請求書に記載された更正の請求直前の課税標準額若しくは税額等その他これに類する事項</p>

			<p><u>る申告書等を作成するに当たって必要となる事項又は考慮すべき事情（以下「事項等」という。）であって財務大臣等が適当と認める事項等</u></p>	
<p>規則第1条第2号</p>	<p>官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26</p>	<p><u>税理士法施行規則（昭和26年大蔵省令第55号）第12条に規定する税理士証票（提示時において有効なものに限る。以下「税理士証票」という。）</u> <u>本人の写真の表示のある身分証明書等（学生証又は法人若しくは官公署が発行した身分証明書若しくは資格証明書をいう。以下同じ。）</u> <u>）で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なものに限る。以下「写真付身分証明書等」という。）</u></p>	<p>規則第2条第2号</p> <p>官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26</p>	<p><u>税理士証票</u></p> <p><u>写真付身分証明書等</u></p>

年政令第
155号
。以下「令」とい
う。)第
12条第
1項第1
号に掲げ
る書類に
記載され
た氏名及
び出生の
年月日又
は住所(以
下「個人識別事
項」とい
う。)が
記載され
、かつ、
写真の表
示その他
の当該書
類に施さ
れた措置
によって
、当該書
類の提示
を行う者
が当該個
人識別事
項により
識別され
る特定の
個人と同

戦傷病者手帳その他官
公署から発行又は発給
をされた本人の写真の
表示のある書類で、個
人識別事項の記載があ
るもの(提示時におい
て有効なものに限る。
以下「写真付公的書類
」という。)

規則第2条第1項柱書
に規定する個人番号利
用事務等実施者(以下
「個人番号利用事務等
実施者」という。)が
発行した書類であって
識別符号又は暗証符号
等による認証により当
該書類に電磁的方法に
より記録された個人識
別事項を認識できるも
の(提示時において有
効なものに限る。)

<省略>

年政令第
155号
。以下「令」とい
う。)第
12条第
1項第1
号に掲げ
る書類に
記載され
た個人識
別事項が
記載され
、かつ、
写真の表
示その他
の当該書
類に施さ
れた措置
によって
、当該書
類の提示
を行う者
が当該個
人識別事
項により
識別され
る特定の
個人と同
一の者で
あること
を確認す
ることが
できるも
のとして

写真付公的書類

個人番号利用事務等実
施者が発行した書類で
あって識別符号又は暗
証符号等による認証に
より当該書類に電磁的
方法により記録された
個人識別事項を認識で
きるもの(提示時にお
いて有効なものに限る
。)

<省略>

	一の者であることを確認することができるものとして個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの			個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの	
規則第2条第1項第6号	<省略>	<省略> <u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第32条第1項の規定により還付された個人番号カード（以下「還付された個人番号カード」という。）</u>	規則第3条第1項第6号	<省略>	<省略> <u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第15条の規定により還付された通知カード（以下「還付された通知カード」という。）又は同省令第32条第1項の規定により還付された個人番号カード（以下「還付された個人番号カード」という。）</u>
規則第2条第3項第2号	<省略>	<u>本人の写真の表示のない身分証明書等で、個人識別事項の記載があ</u>	規則第3条第3項第2号	<省略>	<u>写真なし身分証明書等</u>

るもの（提示時において有効なものに限る。以下「写真なし身分証明書等」という。）

地方税若しくは国税の領収証書、納税証明書又は社会保険料若しくは公共料金の領収証書で領収日付の押印又は発行年月日及び個人識別事項の記載があるもの（提示時において領収日付又は発行年月日が6か月以内のものに限る。以下「地方税等の領収証書等」という。）

印鑑登録証明書、戸籍の附票の写しその他官公署から発行又は発給をされた本人の写真的表示のない書類（これらに類するものを含む。）で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なもの又は発行若しくは発給された日から6か月以内のものに限る。以下「写真なし公的書類」という。）

地方税法に規定する特別徴収に係る納税義務者に交付する特別徴収の方法によって徴収す

地方税等の領収証書等

写真なし公的書類

本人交付用税務書類

		<p>る旨の通知書又は特別徴収票その他租税に関する法律又は地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例に基づいて個人番号利用事務等実施者が本人に対して交付した書類で個人識別事項の記載があるもの（以下「本人交付用税務書類」という。）</p>		
<p>規則第2条第4項第5号</p>	<p>過去に法第16条の規定により本人確認の措置を講じた上で受理している申告書等に記載されている純損失の金額、雑損失の金額その他当該提供を行う者が当該提供に係る申告書等を作成するに当たって必</p>	<p>修正申告書に記載された修正申告直前の課税標準額若しくは税額等又は更正の請求書に記載された更正の請求直前の課税標準額若しくは税額等その他これに類する事項</p>		

	<p>要となる 事項又は 考慮すべ き事情（ 以下「事 項等」と いう。） であって 財務大臣 等が適当 と認める 事項等</p>			
規則第2 条第5項	<省略>	<省略>	規則第3 条第5項	<省略>
規則第2 条第6項	<省略>	<p>雇用契約成立時等に本人であることの確認を行っている雇用関係その他これに準ずる関係にある者であって、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が令第12条第1項第1号に掲げる書類に記載されている個人識別事項又は規則第2条第1項各号に掲げる措置により確認される個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であること（以下「個人番号の提供を行う者が本人であること」という。）が明らかかな場合</p>	規則第3 条第6項	<p><省略></p> <p>雇用契約成立時等に本人であることの確認を行っている雇用関係その他これに準ずる関係にある者であって、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が通知カード若しくは令第12条第1項第1号に掲げる書類に記載されている個人識別事項又は規則第3条第1項各号に掲げる措置により確認される個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であること（以下「個人番号の提供を行う者が本人であること」という。）が明らかかな場合</p>

		<省略>			<省略>
規則第3条第2号 口前段	<省略>	個人番号カード	規則第4条第2号 口前段	<省略>	個人番号カード又は通知カード
		還付された個人番号カード			還付された個人番号カード又は還付された通知カード
		<省略>			<省略>
規則第3条第2号 口後段	<省略>	<省略>	規則第4条第2号 口後段	<省略>	<省略>
規則第3条第2号 三	<省略>	<省略>	規則第4条第2号 三	<省略>	<省略>
<省略>			<省略>		
規則第7条第1項 第2号	官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、令第12条第3項第1号に掲げる書類に記載された個人識別事項が記載され、かつ、写真の表示その他の当該	<省略>	規則第7条第1項 第2号	官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、令第12条第2項第1号に掲げる書類に記載された個人識別事項が記載され、かつ、写真の表示その他の当該	<省略>

	書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの			書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの	
<省略>			<省略>		
規則第9条第4項	令第12条第3項第1号に掲げる書類に記載されている個人識別事項により識別される特	雇用契約成立時等に本人であることの確認を行っている雇用関係その他これに準ずる関係にある者であって、知覚すること等により、本人の代理人として個人番号を提供する者が令第12条第3項第1号に掲げる書類に記載	規則第9条第4項	令第12条第2項第1号に掲げる書類に記載されている個人識別事項により識別される特	雇用契約成立時等に本人であることの確認を行っている雇用関係その他これに準ずる関係にある者であって、知覚すること等により、本人の代理人として個人番号を提供する者が令第12条第2項第1号に掲げる書類に記載

	定の個人 と同一の 者である ことが明 らかであ ると個人 番号利用 事務実施 者が認め る場合	されている個人識別事 項により識別される特 定の個人と同一の者で あること（以下「個人 番号の提供を行う者が 本人の代理人であるこ と」という。）が明ら かな場合 <省略>		定の個人 と同一の 者である ことが明 らかであ ると個人 番号利用 事務実施 者が認め る場合	されている個人識別事 項により識別される特 定の個人と同一の者で あること（以下「個人 番号の提供を行う者が 本人の代理人であるこ と」という。）が明ら かな場合 <省略>
規則第 9 条第 5 項 第 6 号	<省略>	<省略> 還付された個人番号カ ード	規則第 9 条第 5 項 第 6 号	<省略>	<省略> 還付された個人番号カ ード又は還付された通 知カード
<省略>			<省略>		
規則第 1 0 条第 3 号口前段	<省略>	本人の個人番号カード 本人の還付された個人 番号カード <省略>	規則第 1 0 条第 3 号口前段	<省略>	本人の個人番号カード 又は通知カード 本人の還付された個人 番号カード又は還付さ れた通知カード <省略>
<省略>			<省略>		